

# 鳥取県防災及び危機管理に関する 基本条例

鳥取県危機管理政策課企画担当 原 耕平

鳥取県では「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を平成21年7月に制定し自助、共助、公助の取組を進めてきたが、平成28年に発生した鳥取県中部地震での取組の好事例や新たに取り組むべき対策を盛り込むため、平成29年度に2回の改正を行った。

このうち、2回目の改正では、住宅問題に限らず生活面で課題を抱える被災者一人一人に寄り添った復興支援体制を構築し、支援する「災害ケースマネジメント」を全国で初めて条例に位置付け、恒久制度とした。

## 1 はじめに

鳥取県は、日本列島本島の西端にある中国地方の北東部に位置し、東西約120km、南北約20～50kmと、東西にやや細長い県です。北は日本海に面し、鳥取砂丘を始めとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山を始め、中国山地の山々が連なっています。山地の多い地形ながら、三つの河川の流域に平野が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市が流域の中心都市として発展しています。気候は比較的温暖ではありますが、冬には降雪もあるなど、四季の移り変わりは鮮やかです。

人口は56万4133人（平成30年11月1日現在）と、全国で最も少ない県ではありますが、小さな県ならではの様々な工夫を凝らした取組も進めています。

一例では、カニの水揚げや消費量が日本一であることから「蟹取県（かにとりけん）」を標ぼうし、冬のシーズンには「ウェルカニキャンペーン」の期間を設け販売促進を仕掛けたたり、県内全域にわたって美しい星空を観察できることから、多くの人に鳥取県の星空を堪能していただきたいという願いを込めて「星取県（ほしとりけん）」を標ぼうし広報したりするなど、ユニークな観光戦略も展開しています。

## 2 条例の改正に至った背景と経緯

鳥取県では、平成28年10月21日午後2時7分、鳥取県中部地震（最大震度6弱）が発生しました。

この地震において、県と被災市町は連携を図りながら、他県や関係機関等から広域的な応援も受けつつ、避難所開設やり災証明発行のための被災建築物の被害認定業務など、各種災害対応業務にスピード感を持って臨みましました。これに加えて、地域住民同士の声掛け・避難支援や、自主的な避難所の運営など、鳥取県らしい人と人のきずなを基調とした「共

助」の取組も数多く展開されたことが特徴的でした。

このような取組を一層推進するため条例に所要の改正を行いました（平成29年7月7日公布、施行）。

一方で、中部1市4町を中心に住家被害は約1万5000棟に及び、古い住宅を中心として屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレや落下が多く見られた他、外壁のひび割れ・落下、塀の倒壊等が多数発生しました。これら被害に対しては、被災世帯の住宅再建及び修繕のための支援措置を講じるなど、県や市町村の積極的な支援により、発災から約1年で、ブルーシートが残る住家は被災した全戸のおおむね5%にまで減少しました。

しかし、発災後1年を経過してもなお、住宅修繕に着手することができない世帯があり、その多くは健康面、資金面での問題を抱えていたり、高齢者世帯で修繕の気力を失っている方々などでした。このような世帯へ対応するため被災市町長等の賛同を得た上で、鳥取県における「災害ケースマネジメント（※）」の導入が決定し、この制度を恒久的なものとするため、条例に規定することとしました（平成30年3月27日公布、同年4月1日施行）。

※災害ケースマネジメント

行政や民間団体、弁護士等の専門家が協力して各世帯に応じた解決策を検討の上、支援を実施していく制度のこと。平成17年にハリケーンカトリナで被害を受けたアメリカ合衆国で初めて行われた取組で、国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れている。

### 3 条例の改正内容について

(1) 「災害時支え愛活動」の推進と必要な支援の実施（1回目の改正）

鳥取県中部地震において見られた、住民による自主避難所の設置運営、避難行動時の助け合い、隣近所の声掛けによる安全確認など、鳥取県らしい人と人とのきずなの強さを活かして地域で自主的に行われる「共助」の取組を「災害時支え愛活動」と定義し、県民、市町村、県及び国の機関が相互に連携して積極的に取り組むことを、防災及び危機管理の基事項としました（第3条第3号）。また、市町村の責務として、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うことに努めるものとし（第6条第3項）、更に県の責務としても、市町村に対して必要な支援を行うこととしています（第7条第4項）。

(2) 災害ケースマネジメントの恒久制度化（2回目の改正）

被災者一人一人の実情に応じた生活復興支援体制の下、被災者への支援を行っていく「災害ケースマネジメント」について全国で初めて条例に位置付け、恒久制度としました（第25条の2）。現在では、鳥取県中部地震からの復興の総仕上げとして、具体的な取組が進められています。

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就業、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

### 4 改正条例を基にした取組

(1) 平時からの支え愛マップづくり（災害時支え愛活動の促進）

災害時支え愛活動が円滑に行われるよう、平時から地域住民が主体的に取り組む支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図のこと）づくりを通じて、地域の避難支援体制を整える取組を進めています。マップづくりには当たっては、市町村社会

福祉協議会を中心に、県社会福祉協議会、日野ボランティア・ネットワーク、震災復興活動支援センター等の関係機関が連携して支援に当たっています。

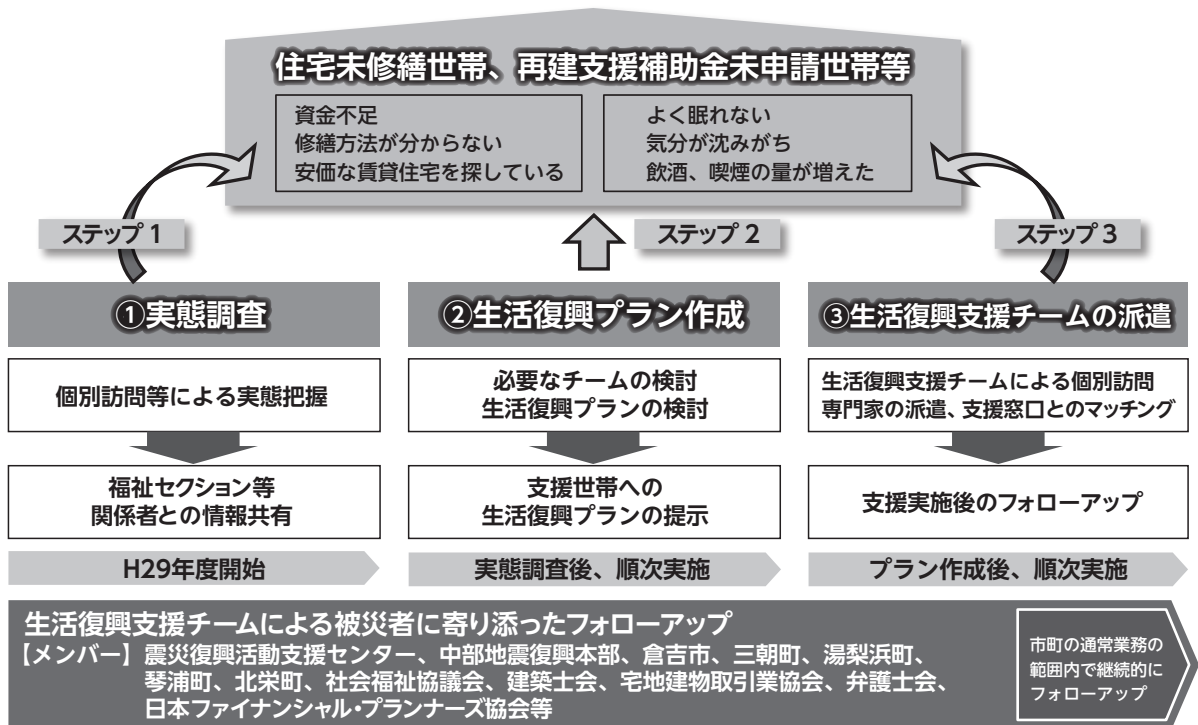
なお、平成30年度で60地区前後、累計約550地区でマップづくりが行われています。

(2) 鳥取県中部地震における災害ケースマネジメント

県、市町、震災復興活動支援センター及び県弁護士会、県建築士会、県宅地建物取引業協会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会等の関係団体が生活復興支援チームを組織し、被災者の生活復興支援を行うもので、具体的には、県や震災復興活動支援センター、市町が個別訪問等により被災者の実態調査を行い、住宅面、資金面、健康面などの課題を抽出、課題に応じて生活復興支援チームを編成し、それぞれの課題を踏まえた生活復興プランを作成の上、必要に応じて専門家派遣等の支援を行い、被災者の生活復興を後押しします（専門家の派遣費用など、必要な経費は県が予算化）。

住宅修繕が進まない方を始め支援が必要な方973世帯の実態調査を終え、現在、順次生活復興プランの作成や、必要に応じて生活復興支援チームの派遣を行っています。

## 生活復興支援体制のイメージ



5 おわりに

近年頻発する自然災害に対応するためには、平素から地域のハザードの認識やとるべき避難行動に関する住民の意識醸成や避難体制づくりが急務です。また、発災後の復旧・復興期においては、被災者一人一人の実情に応じた生活復興支援を行うことが不可欠となります。安全・安心に暮らせる鳥取県を目指して、条例に位置付けた災害時支え愛活動の促進、災害ケースマネジメントの取組を進めていきたいと思えます。

### 災害ケースマネジメントの取組状況

【実態調査】個別訪問による実態調査を実施



【生活復興プランの検討】実態調査の結果に基づき、関係者が集まり生活復興プランを検討



【生活復興支援連絡会】情報共有を図るため、定期的に関係者による生活復興支援連絡会を開催

